

令和 7 年度「大分県労働委員会あっせん制度等 PR」
ポスター・リーフレット制作業務仕様書

本仕様書は、大分県（以下「県」という。）が行う「大分県労働委員会あっせん制度等 PR」ポスター・リーフレット制作業務（以下「本業務」という）を委託するにあたり、本業務を受託する事業者（以下「受託者」という。）を募集するため、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 業務の名称

令和 7 年度「大分県労働委員会あっせん制度等 PR」ポスター・リーフレット制作業務

2 業務の目的

職場での労使関係に悩む労働者、使用者に労働委員会のあっせん制度を周知し、労働委員会への相談へとつなげることにより労使紛争を円満解決することを目的とする。制作したポスター、リーフレットは県内各施設やイベント等で掲示、配布するほか、連合等労働団体、労働局、ハローワーク等関係機関にも配布するとともに、SNS 等の情報発信にも活用する。

3 業務の実施期間

契約締結日から令和 7 年 1 1 月 7 日まで

4 業務の内容

（1）規格・部数

ポスターデザインの作成及び印刷及びリーフレットデザインの作成及び印刷に関する一連の業務を実施すること。

① ポスター（A2）

ア サイズ：A2 版縦

イ カラー：フルカラー

ウ 紙 質：コート 135kg

エ 部 数：350 部

② ポスター（A3）

ア サイズ：A3 版縦

イ カラー：フルカラー

ウ 紙 質：コート 135kg

エ 部 数：200 部

③ リーフレット

ア サイズ：A4 版縦

イ カラー：フルカラー

ウ 紙 質：コート90kg

エ 部 数：2，700部

(2) ポスターの内容について

雇用環境が激変する中、公正・中立で迅速な労働紛争の解決は、重要な課題となっている。一方、その認知度の低さから労働委員会のあっせん制度を利用出来ない労働者、使用者が多数存在するものと考えられる。

このことから、制度の周知とともに、「公正・中立」や「未来志向」といったそのイメージを若年層から高齢者まで幅広い世代に浸透させるような内容とする。

(3) リーフレットの内容について

ア 表面は、ポスターと同じものを使用

イ 裏面は、県が提供する資料を利用し、労働委員会制度、あっせん制度について分かりやすい構成とする。

(4) デザインについて

(一) ポスター

ア あっせん制度のイメージ（公正・中立、未来志向）が伝わるものであること。

イ 色使いやレイアウトなどがインパクトのあるデザインであること

ウ 以下の①～⑥を含めること

① 下記キャッチフレーズの内1つ

1 案：対話から始まる、より良い未来。労働委員会が力になります。

2 案：対話が生む、より良い職場。あなたの声を、あっせんて形に

3 案：働き方の未来を作ろう

4 案：話し合いから生まれる、新たなスタート

5 案：自由提案

② 「労働委員会」の文言

③ あっせん制度や労使間のトラブルの解決等印象付けるフレーズ

(参考：解決、賃金未払い、パワハラ、セクハラ、解雇、配置転換等)

④ 「公・労・使」あっせん員のイメージ（イラスト、イメージ写真等）

⑤ 労働者、使用者のイメージ（イラスト、イメージ写真等）

⑥ 大分県労働委員会HPの二次元バーコード（1個）

⑦ 連絡先として「大分県労働委員会 〒870-8501 大分市大手町3丁目1-1 県庁
舎本館3階 相談ダイヤル：097-536-3650 mail：a23100@pref.oita.lg.jp」

(二) リーフレット裏面

ア 労働委員会制度、あっせん制度について分かりやすい内容となっていること。

イ 文言については、原則県が提供する資料を利用しつつ、レイアウトの変更やイメージ図の活用によって分かりやすい親しみやすい構成とすること。

(5) 成果物の納品について

ア 形式及び部数

・紙媒体：ポスター A2版：350部

A3 版：200 部

リーフレット 2，700 部

・電子データ：1 式（PDF 形式）

イ 期 限：令和 7 年 11 月 7 日（金）

ウ 場 所：大分県労働委員会事務局調整審査課（本館 3 F）

5 業務実施上の条件

- （1）受託者は、関係法令を遵守すること。
- （2）受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た個人情報等を他に漏らし、または契約の目的外に利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。
- （3）成果物に付与される著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）の帰属については、委託契約書（案）第 5 条のとおりとする。
- （4）成果物は、第三者の著作権や商標権等の権利を侵害しないもの、公序良俗に反しないものに限る。
- （5）成果物について、第三者から権利の侵害及び損害賠償等の主張がなされた場合、受託者は自己の責任において解決を図るものとし、県は一切の責任を負わない。
- （6）受託者は、本業務の遂行にあたり選任の責任者を配置し、県との連絡調整を綿密に行うとともに、事業の進捗を管理すること。また、取組状況等を県の求めに応じて報告するとともに、疑義が生じた場合は、県と十分協議すること。

6 その他

本仕様書に定めのない事項については、県と受託者との協議により、これを定めるものとする。